

月刊

税理士事務所

CHANNEL

●監修●
ミロク会計人会連合会

2013.6

No.382



タイトル:
セスナ機から望む瀬戸大橋
操縦:木村 幸博
撮影:松田 哲也

6

- 事務所訪問 正司哲浩税理士事務所 ……2
- シリーズ企画「未払い残業代請求 対応の実務ポイント②」 ……5
- ご当地自慢 香川県瀬戸内の島々 ……9
- 我が事務所の顧問先紹介 丸善工業株式会社 ……12
- MJS INFORMATION ……14
- ミロクシステム Q&A 『ACELINK NX-Pro 電子申告(よくあるお問い合わせ)』 ……15
- リレーエッセイ 四国ミロク会計人会 木村 幸博 ……19

「和気あいあいと、生き生きと」をモットーに、 MJSと協力しながら顧問先をサポート

事務所訪問



正司哲浩税理士事務所

税務署勤務を経て 地元で税理士事務所を開業

——税務署を退官後、開業された頃はどのような状況でしたか。

正司所長（以下敬称略） 私と妻もこの辺りの出身ですので、開業当時は地元の同級生たちの仕事を引き受けて、自宅で細々と税理士業務を行っていました。その後、税務署の記帳指導を行ったり、また西予市の監査委員を務めたりするうちに、人とのつながりで顧問先が徐々に増えました。

——現在も顧問先が増え続けているとのことですが、この辺りの事業者数も増えているのでしょうか。

正司 残念ながら人口や事業者数は減少傾向にあります。地元で税理士事務

愛媛県の南西部に位置し、2004年に東宇和郡宇和町・野村町・城川町・明浜町、西宇和郡三瓶町が合併して誕生した西予市。正司哲浩先生はこの地に事務所を構え、MJSの製品・サービスを活用しながら、地元の顧問先を支援し続けています。早速、正司先生にお話を伺いました。



所在地／愛媛県西予市宇和町下松葉619番地
TEL 0894-62-7557
FAX 0894-62-7551
設立／2003年
職員数／4名
導入システム／ACELINK Navi

所が少ない中で、先生方の高齢化が進んでいる影響もあるのかもしれませんが、口コミや紹介により顧問先が少しずつ増え続けています。ただ、やみくもに規模を拡大するつもりはありませんので、事務所の看板は取って目立たないようにしています。それでも、電話帳などで調べてお問い合わせいただくケースもありますね。

——やはり地元の景気は厳しい状況でしょうか。

正司 各種報道では、アベノミクス効果が話題になっていますが、地元を見る限り、地域経済には全くと云っているほど波及効果はありません。今後の景気浮揚に期待はしますが、相変わらず資金繰りの相談を受ける機会が増えていますね。また、この3月末に中小

企業金融円滑化法が期限切れとなり、今は金融機関も柔軟な対応をされていますが、今後の動向については注視しなければならぬと考えています。

——税務署勤務時代の経験が生かされることはありますか。

正司 そうですね。税務署側の考え方も理解していますので、税務調査で無用の争い事がないよう、日頃から適切な指導を心掛けています。税務調査においては、顧問先の経営者も緊張しますので、安心感を与えながら真摯に対応するようにしています。

——最近はどうな相談が多いですか。

正司 地域の高齢化が進んでいるため、相続関係の相談を受けることが多いですね。特に土地を所有している資産家の方々からの依頼が多く、顧問先と綿密に打ち合わせながら土地の評価を自ら行っています。相続案件は、税理士としての知識や経験が大きく結果を左右する分野ですので、細心の注意を払い、顧問先が納得できる形で相続できるように努めています。

MJSのシステムを活用して 顧問先サービスの充実を図る

——MJSの製品やサービスをいつ頃からご利用ですか。

正司 MJSのソフトウェアは市販の

パソコンで稼働しますし、使い勝手が良かったので、開業当初から利用しています。最初は細々と仕事を続ける予定でしたので、必要最低限のソフトウェアをスタンドアロン環境で利用していたのですが、それから顧問先や職員が増えましたので、各種税務申告書用のソフトウェアを取り揃え、顧問先用ソフトウェアも扱うようになりました。

——データセンターでデータをバックアップする『セキュアストレージサービス』もご利用いただいていますね。

正司 従来はサーバーでバックアップをしていたのですが、万一の火災や災害などに備えて『セキュアストレージサービス』を活用することにしました。顧問先のデータは私たちにとっても、顧問先にとっても大切な資産ですので、用心に用心を重ねておいた方がよいと考えたのです。

——当社のコールセンターなど、サービス面においてはいかがですか。

正司 操作方法が分からない時は、すぐにMJSのコールセンター(CSC…カスタマーサービスセンター)に問い合わせています。24時間365日体制で電話対応してもらえるのがいいですね。欲を言えば、一旦電話を切って折り返しの回答になることもあり、その際は業務を中断せざるを得ませんので、最初の電話で即答いただけるとより嬉

しいですね。ただ、いつ電話しても十分で折り返しの電話があり、きちんと解決してもらえますので、それほどストレスは感じていません。それに定期的に松山営業所のサポートの方が来訪してくださるので、困り事や要望を伝えることもできています。

ハードウェアからソフトウェア、セキュリティ、ネットワーク構築、保守サポートまで、全てMJSにお願いしています。やはりシステムに関する窓口を一本化した方がお互いスムーズにコミュニケーションがとれますし、責任も明確ですからね。

——電子申告にも早い段階から取り組まれたそうですね。

正司 MJSからの勧めもあり、電子申告は制度が導入されてすぐに取り組みました。現在は、ほぼ100%電子申告です。最初は少し戸惑いましたが、実際に取り組んでみると手間も郵送などのコストも抑えられるので実に便利ですね。

——『記帳くん』も積極的にご利用いただいているそうですね。

正司 自計化を目指して

いる顧問先に対しては『記帳くん』を勧めるようにしています。事務所側のシステムとデータの互換性がありますので、顧問先データの取り込み、修正、戻しのフローがスムーズです。他社の会計ソフトですと修正箇所を紙で渡して、顧問先側で修正してもらう必要があるのですが、それに比べると断然に相互の作業効率が上がりますね。また、我々と同じ操作性のソフトウェアを使ってもらった方が操作指導もしやすい



和気あいあいとした雰囲気大事にされている正司先生の事務所には、和やかな空気が流れています



事務所の所長として、四国税理士会の常務理事として、多忙な毎日過ごされている正司先生

です。

つい先日、ある顧問先が別の会計ソフトから『記帳くん』に切り替えてくださいました。現在は顧問先の1割ほどが『記帳くん』を利用されています。今後はもっと多くの顧問先に『記帳くん』を導入して、業務の効率化や月次決算の早期化を図りたいと考えています。

税理士会の業務で多忙を極める 「二方」で職員との連携を密にする

——四国税理士会の常務理事を務められているそうですね。

正司 この6年間は四国税理士会の要職に就いていますので、東京や高松へ

の出張が多く、事務所には1カ月のうち3分の1程度しか滞在できない状況です。ですので、出張中は職員と頻繁に連絡を取り合いながら、業務に支障が出ないようにしています。税理士も1名いますので、うまく情報共有して連携を取りながら運営しています。

——職員教育はどのようにされていますか。

正司 職員には積極的に外部の研修会に参加させています。MJSの研修会には、松山開催だけでなく高松開催の研修会にも参加させていますよ。また、その中で新しい情報やノウハウを得ることができた場合はしっかりと事務所内で共有するようにしています。ぜひ、

もっと多くの研修会を実施してほしいですね。

——今後の事務所経営についてお聞かせ下さい。

正司 「和気あいあいと、生き生きと」過ごせるような事務所でありたいと思っています。ありがたいことに仕事は増加傾向にありますが、急激な規模拡大を目指したりはせず、ゆっくりと身の丈にあった経営を進めていくつもりです。また、大阪の税務署に娘と娘婿が勤務しており、どちらも税理士資格を取得していますので、いずれはこの事務所を承継してほしいと思っています。

私も69歳になりますが、税理士は体が資本ですので、健康管理には十分気

税理士までの道のり

正司先生は、国税局や国税不服審判所で勤務後、徳島税務署長を最後に退官され、2003年8月に開業されました。もともとは「大学への進学も考えたのですが、公務員試験を受けてみたところ合格することができたので、国税局勤務を決めた」そうです。大阪国税局や高松国税局、高松国税不服審判所、四国各地の税務署で経験を積まれ、主に所得税関係を担当されていたそうです。そして59歳の時に税理士登録をして、ご自宅で事務所を開設されました。

を付けたいですね。趣味の一つではありますが、税務署時代からウォーキングを続けています。冬場はさすがにしないのですが、その他の季節は早朝5時半頃から1時間ほど歩くようにしています。早朝ウォーキングをすると、頭も冴えるし、気分もすっきりします。なので、仕事もはかどるようになります。職員も含めて、常に心身ともに健康で、「和気あいあいと、生き生きと」した事務所であり続けたいですね。そして皆で力を合わせて、顧問先の繁栄により一層貢献していきたいと考えています。

——これからも、正司哲浩税理士事務所のますますのご発展をお祈り申し上げます。

未払い残業代請求 対応の実務ポイント②

いわゆる「未払い残業代問題」は企業規模にかかわらず増加しており、多くの経営者を悩ませています。こうした苦悩する経営者からの相談を受ける税理士・公認会計士の先生方に、その現状と対応策の一端を前号今号の2回にわたりお伝えします。

chapter 4

押さえたい残業代請求 対応のポイント

金銭解決のメリット

前回は、賃金と労働時間の関係、弁護士など請求の主役たちの特性、そして未払い残業代請求交渉の最初のポイントまでを解説しました。今回は、訴訟など争いの継続を見通し、これを有利に運ぶための事前対策からご説明します。

時間外労働実施の態様区分を前回解説しましたが、整理しますと、会社の明確な残業命令がある場合は残業代の支払いは避けられず、社員により自発的に行われた場合は黙示の業務命令が認定されるかが判断の焦点となるということでした。最も気をつけたいのが、いわゆる「ダラダラ残業」で、これは明確に中止を命じ、毅然と帰宅を命じる必要があります。

訴訟など紛争リスクを懸念する状況では、こうした会社の具体的対応経緯を時系列で記録に残し、争いになった際のカードにすべく整えておきましょう。

現実に請求があった時のことを考えると、「目の前の請求事案についての金額をできるだけ少なくしながらも支払って解決したい」という会社の希望と、「ある社員からの請求に対して会社が金を払ったという実績が他の社員に与える悪影響を避けたい」という希望、この相反する2つの希望の間でどうバランスを取るのかが悩ましいポイントになってきます。

それでも一定の金銭の支払いで和解にこぎ着ける場合、通常「和解金」などとして支払われることから、画面上の工夫が必要ながら、会社としては金を「残業代」として払うのではないとの立場を守ることができます。つまり未払い残業があったことを認めない

形で終了することができるメリットがあります。

加えて、他に債権債務が相互に存在しないことを確認する、いわゆる「清算条項」で後の憂いを低減する、あるいは相手側に守秘義務を負わせる条文を設定するなどの効果も得られます。

サポートする専門家の視点ではこうしたメリットが生じる金銭解決ですが、まだ裁判にもなっておらず、提訴された場合に発生する大きな負担をイメージできない段階では、多くの経営者が「腹の虫がおさまらない」「最高裁まで争う」と感情をあらわにして助言を受け入れません。

しかし、未払い残業代請求訴訟では、証拠能力が疑わしい労働者のメモ帳への帰宅時間の走り書きや、奥さんがカレンダーに書き留めた帰宅時間などが証拠として採用されるなどし、概して会社側に不利に訴訟が進むことが多いです。さらに不当解雇の主張もされ

ている訴訟で負ければ、解雇日から判決の日までのすべての期間についての賃金の支払いまで求められることになります。

こうなると、二審まで続いた2年ほどの訴訟の場合、月給30万円の社員への支払いが1千万円を超えることも少なくはありません。

こうした背景から途中で和解するケースが多いのですが、和解のメリットは他にもあります。残業代や解雇予告手当（労働基準法第20条）、休業手当（同法第26条）などの未払いについて判決を受ける場合、裁判所はこれらと同一額の「付加金」（同法第114条）の支払いを命ずることがあります。つまり支払額が倍額になるということです。この付加金は判決なら必ず付くというものではなく、付いた場合でも未払い賃金と同一額よりも少ないケースもありますが、和解であればこの上乗せを避けることができます。



山田 順一郎氏
やまだ じゅんいちろう

■略歴
フレンズコンサルティング社会保険労務士法人代表。特定社会保険労務士・行政書士。業歴約20年、行政調査、労務トラブル対応、就業規則の策定サポートが専門。主な著書に『社長！その就業規則ではヤバすぎる』（あさ出版）、『会社の就業規則の作り方』（TAC出版）他。

裁判官が持ちかける和解金額は、請求額の7割から8割程度の場合が多くなっています。会社が勝訴するケースの少なさを考えると、現実的な引き時の判断も肝要です。

このように大きな金銭的口スが先々想定される場面において、会社をサポートする専門家が、立腹し、興奮している経営者をなだめて、金を支払っての早期解決により「裁判で負ければ一千万円を超えるような金銭的ロスを今なら数百万円で済ませられる」と

決断を促し、「今回金で買うのは会社の未来だ」と説いて落着に導くことも会社の利益にかなうプロの指導の一つだと考えます。

未払い残業代の金額イメージ

未払い残業代が積み上がるとどれ程の金額になるかというイメージを掴んでいただくために、労働基準監督署の臨検監督が入ったある中小企業を想定して解説します。

監督官Aは社長に言います。

「始業前に強制参加の朝礼があり、帰りには毎日平均して小一時間の残業があるのに残業代を払っていませんね」

この会社の状況は次の通り。

未払い残業代のイメージ

- ・社員数30人
- ・平均給与月額30万円
- ・毎朝始業前に全員参加朝礼15分
- ・帰りがけサービス残業平均45分
- ・週休2日、年末年始5日、夏休5日

これをベースに計算すると…

時間給単価 約1,797円
年間サービス残業時間251時間
残業代計算…1,797円×251時間×1.25(割増率)
×2年間= 1,127,617円(1人2年間)

1,127,617円×30人= **33,828,510円**
(消滅時効最大限で対応された場合)

このように、社員30人の中小企業でも、このケースで最大3千万円を超える未払い残業代支払いの是正勧告が出ることになります。

chapter 5

通用しない対応例

労働基準監督署の調査現場や紛争上のやり取りの中で、会社が行う主張に法律的に通らないものが散見されます。そうした主張の主なものを挙げてその問題点を解説します。

■「残業命令はしていない」

これは冒頭での解説のとおり、明確に残業指示をしていなくても、目の前で行われている残業を見ながら中止指示を明確にしない、あるいは所定勤務時間内には通常終わらない業務量を与えている、などの状況があれば黙示の業務命令があったと認定される結果になります。

■「管理職なのだから残業代を支払う必要はない」

近年、企業において、残業代が不要となる労働基準法上(法第41条第2号)の管理監督者の範囲を広くとり過ぎる、といった不適切な取扱い(いわゆる「名ばかり管理職」)により、結果として支払うべき割増賃金を払わず、また過重な長時間労働を行わせている会社が少なからず指摘を受けています。

労働基準法では「事業の種類にかかわらず監督若しくは管理の地位にある者は、労働時間、休憩および休日に関する規定は適用しない」(ただし年次有給休暇の付与と深夜時間帯の割増賃金支払義務に関する規定は適用される)とされています。

この法律上の管理監督者の主な判断ポイントを挙げます。

- 1 職務内容、責任と人事など権限
- 2 勤務態様の実態

- 3 経営者と一体的立場にあるか
- 4 賃金、特に役付手当等待遇
- 5 配置など処遇

■「残業代は基本給に含んで払い済みである」

「残業代を基本給に含んでいる」との会社の主張を採用面接で口頭にて伝えてある、または雇用契約書などで「含んでいる」と端的に記載しているだけでは通用しません。残業代見合いの金額は基本給の内のいくらかなのかなど、内訳をハッキリと明記し、就業規則などの規定も踏まえて、実際の残業時間を元に支給残業代が適正かどうかを本人が細かく計算できるように示しておく必要があります。

その他にも、残業代見合い部分の金額で生じた不足額は別途払う旨の表記、残業代見合い部分を差し引いた残りでも法定最低賃金をクリアできること、残業代計算時の単価計算の基礎から残業代見合い部分を除いた計算ルールとすること、など判例から読み取れるさまざまなポイントを押さえる必要があります。

定額残業代の制度を導入する場合は、これを基本給に含めず別手当とすることを勧めますが、雇用契約書や就業規則への記載方法が大変重要なため、これらの慎重な策定が求められます。

請求に備える体制づくり

ここまで見てきた留意点を念頭に、時間外労働の発生を抑える体制を構築していただきたいと思います。現状ではオールクリアが難しい場合でも、例えば「定年数年前、その他退職時期が見通せる社員には極力残業をさせない（消滅時効2年に着目）」などのような工夫により、現実には請求が生じないように対策することはできるでしょう。その他、ここでは全社的な労務管理体制として、未払い残業代の発生を防ぐ手法を紹介します。

「変形労働時間制」の活用

通常の労働時間ルールでは、休憩時間を除き1週間について40時間、1日について8時間が労働時間の限度（労働基準法第32条）となり、規定時間を超えると割増賃金の発生する時間外労働となります。（図①）割増率の変化

こうしたルールに柔軟性を持たせるのが「変形労働時間制」と呼ばれる仕組みです。この変形労働時間制は、一定の単位期間について、労働基準法上の労働時間の規制を、1週および1日単位ではなく、単位期間における週あたりの平均労働時間によって考える制

度で、次の4種類があります。

- ① 1カ月単位の変形制
- ② フレックスタイム制
- ③ 1年単位の変形制
- ④ 1週間単位の非定型的変形制

就業規則への記載が必要であったり、労働基準監督署への届出が必要であったりと、それぞれ導入に要件がありますが、業種特性にうまくマッチする制度を導入できれば、残業代低減への貢献が期待できます。（図②）変形労働時間制の比較表

「みなし労働時間制」の活用

労働時間の算定が著しく困難である場合に、あらかじめ見込まれる1日の労働時間を決めておき、実際の労働時間に関わらず、見込時間を労働したものとみなすのが「みなし労働時間制」で、次の3種類の制度があります。

- ① 事業場外みなし労働時間制
- ② 専門業務型裁量労働制
- ③ 企画業務型裁量労働制

職種によって活用できる制度が異なり、①は営業職社員向けなどに広く活用されています。②と③はそれなりに高い導入のハードルがあります。

<図①> 割増率の変化

残業実施の形	割増率
通常残業（法定外）	25%（大企業60時間超は50%）
通常残業＋深夜	25%＋25%＝50%（75%）
所定休日	25%（50%）
所定休日＋深夜	25%＋25%＝50%（75%）
法定休日	35%
法定休日＋深夜	35%＋25%＝60%

上記（）内は大企業60時間超の部分

出退勤時間把握の手法

平成13年に厚生労働省が出した「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（平13・4・6基発339号）という通達があり、この中で「使用者（会社）において適正な労働時間管理を行う責務がある」としています。

そしてこの責務の下で実施されたタイムカードの打刻などについて、基本的にはこのすべての時間が賃金の支払いの対象になると判断されるようなケースもありますので、終業時刻後におしゃべりなどでダラダラと社内に滞留する社員の適切管理を行う必要があります。

<図②> 変形労働時間制の比較表
1カ月単位と1年単位の主な要件比較

項目	1カ月単位	1年単位
1日の所定労働時間	制限なし	10時間以内
1週の所定労働時間	制限なし	52時間以内
変形期間中の週平均労働時間	40時間以内	同様
就業規則での規定	必要（協定なき場合）	必要
労使協定の締結	不要	必要
労使協定の労基署への届出	不要（就業規則への規定が前提）	必要

ます。

理想的なのは、出社時、退社時に自己申告で記載した出退勤時刻やタイムカードの打刻について、直属の上司が承認の押印を毎日行えば、不審な点について問い質すなどして修正が行えます。毎日実施することが難しいければ、次善の策として、毎週または半月ごとの面談などを実施し、この際に自己申告された出退勤時刻について定期的な調査を実施して点検します。

手間のかかる作業ではありますが、こうした頻度の高いチェックを継続するなど慎重な管理をしなければ、タイムカードの打刻時刻と実労働時間の違いを認めてもらうことが難しい場合が

出てきます。これは裁判の場でも同様です。

定額残業代の導入

一部前述しましたが「定額残業代（固定残業代・みなし残業代）」は、使い方によっては有用な仕組みで、私の関与する企業の中でも過半で導入しています。

期待する成果に対して総額として一定額の給料を払い、この中に通常想定される残業代もあらかじめ設定して含めます。こうすることで想定した人件費を大幅に超えるような残業代の発生を避けることができるのです。そして高い実績を上げた社員には賞与で報いる形と連動して、業績に応じた安定的な人件費支出の基礎を形作ります。

この定額残業代は法律上の規定がなく、関連する裁判例の積み上げを抛り所にしてルールを目安とされてきましたが、近年はその運用について制約を広げる判決が出てきています。

このため前述のポイントの他、就業規則・個別雇用契約書・給与明細書での詳細な記載、社員への手当主旨の周知状況なども押さえるべき項目となります。

また昨年出された判例（「高知県観光割増賃金等請求上告事件」最判一小平24・03・8）の補足意見から垣間見え

ることとして、支給する定額残業手当が何時間相当なのかなどについても事前に示していく方向での制約拡大が予想されます。

関連する実務上の問題として、法定休日勤務や深夜勤務など割増率の違う（図①）割増率の変化）残業については、定額残業代が一律に「何時間分」とは示せない点にも留意しつつ、休日出勤や22時以降の深夜残業をする社員のモチベーション維持のために、休日または深夜あるいはその両方での勤務については、定額残業代のカバー範囲から外し、別途残業代を支払う方向で規定を整備する会社もよく見られます。また、一部で聞かれる「年俸制であれば残業代は不要」との話は全くの誤解で、月額に直した金額をベースに残業代支払いが必要となるため注意が必要です。

chapter 7

時間外労働を削減するための積極的施策

残業代請求文書が届いても門前払いできるようなスキのない労働時間管理が最高の対策となりますが、この実現はなかなか難しいものです。

調査によると、「納得できる仕事に仕上げたい」「残業手当をあてにして

いる」「先に帰りづらい」「評価に影響が出る」といったある意味「自分都合」によるものが多く含まれる時間外労働の実態が垣間見えます。（東京海上リスクコンサルティング株調べ）こうした状況を脱するための時間外労働削減の施策案をいくつか紹介します。

■時間外労働の事前申請

本来、時間外労働は必要に応じ会社側が命ずることではじめて行われるものです。事前に社員から管理者に申請をさせ、管理者はその残業の可否を判断し、不要ならば翌日に回すよう指導する、という取り組みは削減策の柱となります。加えて、部署ごとの残業発生実態を定量的情報として蓄積し、これを生かした優先順位付けを踏まえて業務改善を進めます。

■社内業務の改善

大手製造業などでは浸透している手法ですが、業務に必要な物や材料などを決まった場所に配置し、ルール化することによりムダが削減されるだけでなく、社員への「ムダを排除する」意識の醸成にもつながっていきます。

■仕事に人をつけて業務を平準化

社員に担当業務ローテーションさせる、工場等では多能工化※させること

で、自分の担当業務以外の業務のサポートができるようになることが、業務量の平準化につながります。

■人事評価への反映

効率的に業務をこなして定時で退社する社員を高く評価する仕組みを導入します。これをしないと、効率が悪く無用な残業の多い社員ほど残業代を受け取り給与総額が高くなる逆転現象が起きます。

この提案に同意する経営者は多いのですが、定時に帰宅する社員に対して、職場で経営者が冷たい視線を向けるようでは実現することはできません。「定時で退社するのはいいことだ」「定時で帰る社員は優秀である」との評価軸を会社が明確に示すことが必要となります。

おわりに

本業に忙しい経営者にとって、周知な準備で労務危機に備える仕事は二の次にされがちです。顧問先企業をサポートされる税理士の先生方から経営への影響の大きさを伝えていただき、安心して本業に取り組むための方向を示して、会社をさらなる発展の道に導くにあたり、本稿がお役に立てれば幸いです。

※生産・施工の現場において一人で複数の異なる作業や工程を遂行できる体制にすること。

香川県瀬戸内の島々

案内人

岸上善宣所長

(岸上善宣税理士事務所)



香川県に面する美しい瀬戸内海の島々。今年、この瀬戸内海の島々で3年ぶりに瀬戸内国際芸術祭が開催されていることをご存知でしょうか。そこで今回は、これらの島々の中でも数多くのアートがあり地域資源豊かな小豆島、芸術関係者から注目を集める直島を巡り、瀬戸内国際芸術祭とこの2島の魅力についてご案内したいと思います。

瀬戸内海の魅力を発信する
アートの祭典「瀬戸内国際芸術祭」

瀬戸内は美しい海と大小無数の島々によって構成され、その素晴らしい眺望は日本を代表する景観の一つです。

瀬戸内国際芸術祭は、この島々を舞台に開催されるアートの祭典で、「民俗、芸能、祭り、風土記」という通時

瀬戸内国際芸術祭の舞台となる主な島々



※残り5島は香川県西部にあります。

小豆島へは、JR高松駅近くのフェリー乗り場から行くことができます。到着後、まず向かったのが坂手港のそばにあるアート作品、ヤノベケンジ氏(大阪出身の現代芸術作家)の「ザ・スター・アンガー」です(写真①)。灯台跡地に設置された巨大なオブジェで、銀色に輝く球体の上に水神様のような龍が鎮座しています。風の流れに合わせるようにゆっくりと回転しながら、

のどかな小豆島の光景に溶け込む
多様なアート

性」と「現代美術、建築、演劇という共時性」を交錯させ、瀬戸内海の魅力を世界に発信しようというプロジェクトです。今回で2回目を迎え、合計12島を舞台としたこのイベントは、島々の四季を感じられるように春(3月20日〜4月21日)、夏(7月20日〜9月1日)、秋(10月5日〜11月4日)にわたって開催されるようになりました。

小豆島に来る人、去る人を見守り続けています。

次はヤノベ氏がタレントのビートたけし氏とコラボした作品「ANGER from the Bottom」を鑑賞することに(写真②)。民家のそばの大きな井戸から1時間に1度、巨大なオブジェが姿を現すというのです。待っていると、どこからともなく「ブーン、ブーン」という低い音が聞こえ始め、全長4〜5メートルほどの巨大なオブジェが姿を現しました。のどかで日常的な風景の中に突如として現れる謎のオブジェ、そのギャップが楽しい作品です。

また、土庄港の近くでは、「目」(現代芸術チーム)による「迷路のまち」変幻自在の路地空間」という一風変わった作品を体験することができます。これは家屋を改造して、まるで迷路空間のように仕立てあげたもの。最後にはちよつとしたオチもあるので、ぜひ体験してみてください。



「ANGER from the Bottom」の制作にはタレントのビートたけし氏も携わった



小豆島に来る人、去る人を見守り続ける「ザ・スター・アンガー」



フェリー上から望む、美しい瀬戸内の島々

小豆島の地域資源「醤油」を生かしたユニークな作品の数々

小豆島といえば、日本でも有数の醤油の産地。全盛期には200社以上の醤油メーカーが軒を連ねていたそうで、現在は22社の醤油メーカーが存在しています。一般的な醤油だけでなく、刺身醤油やだし醤油などのバリエーションも豊富で、それぞれ奥深い味わいがあります。そこで、続いて島の顔とも言える醤油に関連するアートをご紹介しましょう。その一つが「醤油倉庫レジデンスプロジェクト」です（写真③）。

昂氏（東京出身の画家）が描いた絵画、特に「山」をテーマにした作品が展示されていました。倉庫の奥では実際に加茂氏が作品制作に励んでおり、当日は瓦礫の絵を描いていたので、その理由を聞くと、「これは東日本大震災で被災した地域に残された『瓦礫の山』なんです。もともとはこの瓦礫にも人の営みや生活の温もりがありました。徐々にその温もりが伝わるような『山』に仕上げていきたいと思っています」という返答が。

小豆島ではもう一つ醤油に関連するアートを見ることができました。それが小豆島町民＋山崎亮＋studio-L（山崎亮氏が代表を務めるコミュニティデザイン事務所）による「小豆島町コミュニティアートプロジェクト」です。会場内には、壁一面に茶色から透明に変化するグラデーションのカーテンのようなものがありました（写真④）。近づいてみると、何とそれは弁当などに付いてくる醤油容器を大量に貼り付けたものでした。驚きながら会場のスタッフの方にお話を聞いてみると、「地元の醤油メーカーや町民の方々の協力で得られた醤油を町民の皆さんが食塩水で10段階に薄め、それを一つずつ容器に詰めていきました。全部で7万5000個になります」と教えてくれました。

「オリーブ」に「ひしお井」瀬戸内ならではの魅力満載

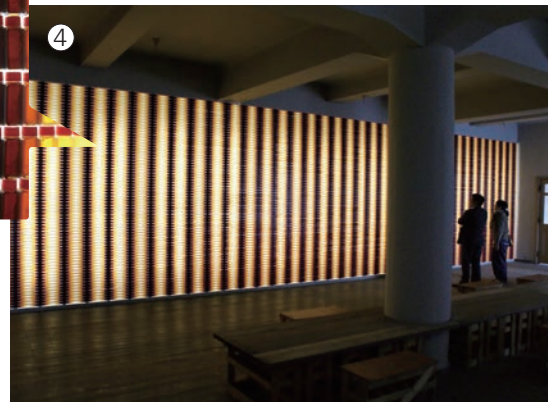
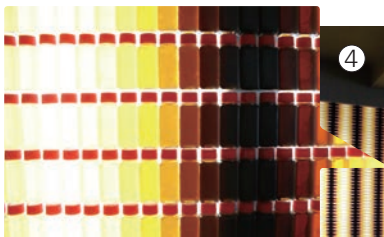
さて、ここで箸休めに小豆島のご当地グルメ「ひしお井」をご紹介します。これは、小豆島の「醬の郷」と呼ばれる場所で作られた醤油やろみを使っていること、小豆島の魚介、野菜やオリーブなどの地元の食材を使っていること、箸休めはオリーブか佃煮を使っていることを条件とした丼物の



“温もりが伝わる山”を黙々と描く加茂昂氏



江戸末期創業の老舗醤油メーカーの倉庫を活用した「醤油倉庫レジデンスプロジェクト」



醤油の容器75,000個から作られた町民参加型の作品



「小豆島町コミュニティアートプロジェクト」では、町民が協力し合って作品を作る



小豆島オリーブ公園には、ギリシャ風の建物や様々な体験施設をはじめ、オリーブの歴史と魅力に触れられるスポットがたくさんある



「ひしお丼」を食す岸上先生



「ひしお丼」

ことです。早速、地元の大衆食堂「大阪屋」でひしお丼を食べてみました(写真⑤)。新鮮な魚介類がふんだんに盛られた丼を地元の醤油でいただくと、実に美味、アート鑑賞の合間に素敵な食事をとることができました。

ほかにも、小豆島は知る人ぞ知るオリーブの産地で、街路樹にオリーブの樹が採用されていたり、小豆島オリーブ公園(写真⑥)などの観光名所もあります。オリーブオイルやオリーブサイダーなどの特産品も充実しているので、余裕があれば是非にとって楽しんでほしいと思います。

島中が美術館と化している アートの島「直島」

次に、フェリーに乗って小豆島から直島へ移動しました。直島は80年代から通信教育企業の㈱ベネッセホールディングスが福武財団と協働で現代アートに関する取り組みを進めており、美術館と宿泊施設が一体化した「ベネッセハウス」や、古い家を改修した空間そのものを作品化した「家プロジェクト」などの美術関連施設があります。今回はアートファンのなかで話題を集めている「地中美術館」を訪れてみました(写真⑦)。この美術館は世界的建築家の安藤忠雄氏が設計した建物の中で、クロード・モネ氏の「睡蓮シ

リーズ」とウォルター・デ・マリア氏の「タイム/タイムレス/ノー・タイム」、ジェームズ・タレル氏の「アフラム、パール・ブルー」、オープン・フィールドの「オープン・スカイ」が鑑賞できる美術館です。その名の通り、建物自体は地中に造られているのですが、シンプルでありながら繊細かつ緻密な構造や採光性に美しさを感じずにはいられません。

直島を訪れた人は口々に「まるで島中が美術館のようだった」と言いますが、確かに宮浦港や本村地区など島民が生活しているエリアでも、草間彌生氏、大竹伸朗氏、杉本博司氏、千住博氏といった日本でも指折りのアーティストの作品を見ることができました。

ちなみに、直島には塩や海苔といった海産物のほか、貝殻の形をした「恋われ最中」といった名物があります。アートを鑑賞した後はそういった特産品を物色してみてもどうでしょうか。

さて、瀬戸内国際芸術祭を中心に小豆島や直島の魅力をお伝えしてきましたが、いかがでしたでしょうか。イベントスタッフやアーティストの皆さんが丁寧に接してくれたので、素晴らしい時間を過ごすことができました。それから、今回は両島でのタクシー運転手さんにも恵まれました。移動中に島の名所や名物について色々と教えてく



安藤忠雄氏が設計した「地中美術館」(写真:松岡満男氏)



宮浦港に設置されている草間彌生氏の作品「赤かぼちゃ」

れたので、短い時間だったにもかかわらず、存分に島の魅力を感じることができました。こういった人々とのふれあいもまた、訪れる人々を魅了する要素の一つではないでしょうか。瀬戸内には小豆島と直島以外にもさまざまな歴史・文化・地域資源を持った島々があります。島と海が織り成す美しい景色と海の幸、そして温暖な気候も魅力的です。瀬戸内国際芸術祭を機に、是非とも足を運んでいただきたいと思います。

我が事務所の顧問先紹介

香川県坂出市でポリ袋とうちわの製造・販売を行う丸善工業株式会社。その取引先は全国各地におよび、名立たるメーカーやスーパー、アパレルブランドから発注があります。また、近年の省エネブームでうちわの売上げも伸びているそうです。はたして、その元気の秘訣は何なのか。三谷綜合会計事務所の三谷茂寿先生が同社の三谷朋幹社長にインタビューしました。

※三谷先生と三谷社長は親類関係にはございません

三谷茂寿先生（以下、三谷先生） 丸善工業株式会社は1966年に設立し、72年からは現在の主力事業であるポリエチレン製の袋（ポリ袋）の製造を始めていますが、どうして紙への印刷ではなく、ポリ袋事業を始めたのですか。設立の経緯と併せてお聞かせください。

から独立して始めた会社です。当時はポリ袋の需要が高まってきた時期だったのですが、地元にはポリエチレン製品に印刷できる事業者がいなかったため、父はその事業に着目し、当社を設立したのです。それから、高度経済成長期にスーパーマーケットが次々と誕生してレジ袋の需要が高まったことで、当社の事業も急激に伸びていきました。



左から三谷茂寿先生、三谷朋幹社長

三谷先生 その後、経営環境が大きく変わったとお聞きしました。

三谷社長 90年代後半から海外製品との競争が激しくなり、大手スーパーなどのレジ袋の発注先が海外にシフトしてしまい、売上げもピーク時に比べて大幅に減少しました。さらに00年代に入ると、原油価格の高騰などにより、収益性も悪化しました。

三谷先生 どのようにして活路を見出していったのですか。

三谷社長 当社は日本一早く12色印刷機を3台保有するなど、「多色印刷の丸善工業」というブランドイメージを築いてきました。また、積極的に設備投資をすることで、印刷だけではなく、シオルダー型・巾着型といった袋の加工まで行う一貫生産体制を整えています。これにより、見積もりをスピーディーに出したり、短納期や小ロットの案件に対応できるようになりました。スーパーの袋といった定番のものを低コストで大量に生産する分野では海外に敵わないかもしれませんが、高品質な印刷技術と多彩な加工技術を武器にお客様のイメージする袋を具現化することや、細やかな要望にお応えすることに關しては、当社に一日の長があると自負しています。

この強みを生かし、アニメキャラクターがプリントされた包装紙やデザイン性の高いファッションバッグなどに力を入れました。アニメキャラクターを印刷する場合は色指定が厳密かつ多様になるので、12色印刷機が大いに力を発揮するわけです。この戦略は見事に当たり、現在もテーマパークやキャラクターショップなどの袋はもちろん、アパレルブランドからの受注が増えてきており、一度は海外シフトしてしまった顧客から改めて依頼が舞い込ん

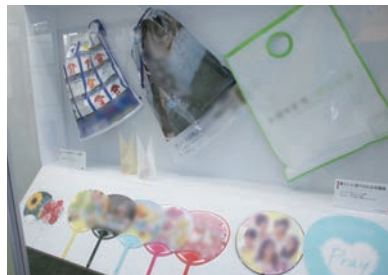
くるケースもあります。

三谷先生 環境に配慮した製品開発にも力を入れているそうですね。これも差別化につながっているのでは。

三谷社長 環境に優しいインキを使用するのはもちろん、再生資材を使った製品にも力を入れています。一般的に、再生資材を使うと袋の表面が多少ざらついてしまうのですが、それが味になると評価していただける場合もあり、「東京マラソン」の各種ノベルティーを入れる袋にも採用していただきました。こうした実績は当社のブランドイメージ向上につながっていると思います。

三谷先生 年間どのくらいの製品を扱っていますか。

三谷社長 ポリ袋だけでも年間1万種類以上を製造していますが、そのうち3割がリピーター客による増刷です。ちなみに、ポリ袋への印刷は、原反に微細な濃淡まで表現できるグラビア印



丸善工業で製造しているバリエーション豊かなバッグやうちわの数々

また、当社では昔から役員も社員も和気あいあいとした雰囲気です。仕事に取り組んでおり、その社風も貫き続けたいと考えています。売上げが減少した時期は経費削減が求められましたが、その時期も忘年会や慰労会などは継続し、風通しの良

刷が主流になります。グラビア印刷とは、鉄で作った版のくぼみにインキを入れ、それを紙や袋に押し付けて印刷する手法のことです。多色刷りの場合はその色数の分だけ版を保管する必要がありますので、当社では版の保存・管理というのも重要な業務の一つになっています。その点、父が早い時期に広い敷地を取得してくれていたのが非常に助かっています。東京で同じような仕事をしようとする、地価が高すぎて成り立たないと思います。

三谷先生 うちの製造も展開されていますが、そこらはいかがでしょうか。

三谷社長 香川県には丸亀市をはじめとしたうちの名産地があるので、当社でも72年からうちの製造を行っています。当初は骨の成形のみを行っていたのですが、2003年にはうちわ貼機を導入し、うちの一貫生産も始め、ノベルティー関連の売上げを伸ばしてきました。2011年の東日本大震災以降は省エネの機運が高まり、さらにうちの需要も高まっています。

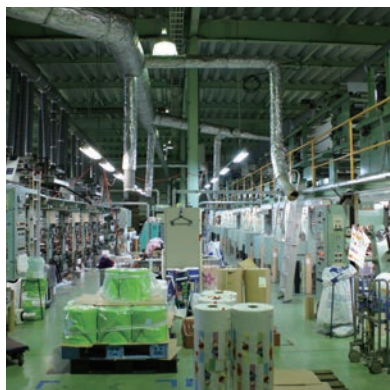
降は省エネの機運が高まり、さらにうちの需要も高まっています。

三谷先生 社長に就任されてから6年目になりますが、経営者としてのどのようなことを大切にされていますか。

三谷社長 社長に就任する前は資材などの仕入れを担当していたこともあって、どちらかというと数字を中心に会社のことを見ていたように思います。しかし、実際に社長という立場になってみると、数字を出すためには、社員はもろろん取引先の業者も含めて一致団結することが大切なのだと痛感するようになりました。そして、改めて当社の創業理念である「相互信頼と感謝」の重要性に気付いたのです。これはお客様に満足いただける品質と納期を守り続けるために、社内外を問わず互いを信頼し、尊重し合いながら仕事に取り組んでいこうということ。現在はこの理念をしっかりと全社員で共有するように努めています。



丸善工業の社屋外観



工場内部

い雰囲気作りを心掛けてきました。

三谷先生 地域振興にも尽力されているそうですね。

三谷社長 私たちは地域と共に成長してきたので、常に地域振興に努めていきたいと考えています。例えば、工場の敷地を開放し、小規模ですがお祭りを開催しています。地元の方々に楽しんでもらうのと同時に、当社の事業や取り組みを知ってもらうのも目的の一つです。それが結果的に地元での人材採用などにもつながると考えています。

聞かせてください。

三谷社長 印刷業は一般的に斜陽産業と言われていますが、差別化を図っていけば持続可能なビジネスだと考えています。そこで、現在は設立50周年に向けての中期計画と10年後の将来を見据えた長期計画を策定しているところです。

三谷先生 今後のさらなる成長が楽しみです。これからも坂出市をリードする企業として飛躍し続けてください。本日はありがとうございました。

三谷社長について

三谷先生 一言で表現すると「しなやか」な方だと思います。若くして事業を引き継ぎ、時代の変化に合わせて顧客ターゲットを変えたあたりはさすがです。三谷総合会計事務所と同社は設立時期も同じ頃なので、これからも一緒に地域を盛り上げていきたいと思っています。

■紹介顧問先概要

社名：丸善工業株式会社
代表者：三谷 朋幹
設立：1966年4月
資本金：9700万円
事業内容：ポリ袋、うちわの製造・販売
所在地：〒762-0015
香川県坂出市大屋富町1826-8
TEL：0877-47-0581

■訪問事務所概要

事務所名：三谷総合会計事務所
所長：三谷 茂寿
所在地：〒762-0001
香川県坂出市京町1-6-5(三谷ビル)
TEL：0877-46-1528

中小企業向けERPシステム

『MJSLINK NX・I』を新発売

『MJSLINK NX・I』を新発売

この度、MJSは中小企業向けの新ERPシステム（※1）『MJSLINK NX・I』を発売しました。

本システムは、『MJSLINK シリーズ』の最新版となります。『MJSLINK シリーズ』は、国内の規模企業向けの売上実績が4年連続NO.1（※2）に輝いており、幅広い業種・規模のお客様がご利用になれています。また、本システムは、旧『MJSLINK II』のお客様からのご要望を反映し、200点以上のシステム改良を行っておりますので、一層使いやすく、高機能化しています。

顧問先企業様が財務・給与・人事・販売管理、資産管理システムなどをお探しの際には、MJSが最適なご提案をさせていただきますので、ぜひ、弊社担当支社・営業所までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

MJSは、ERPシステムにおける豊富な導入実績と専門技術を有しており、さらに、全国のサポート要員とコールセンター（CSC）による万全なサポート体制により、お客様の経営改善、業務改善をワンストップで支援しております。

製品概要

『MJSLINK NX・I』は、建設工事や医療業、特殊法人をはじめ、さまざまな業種・業態に対応したERPシステムです。シームレスに連携する多彩な業務モジュール（財務・給与・人事・販売管理・資産管理システム）や豊富なオプションシステムとその機能拡張性により、お客様のさまざまなニーズや成長スピードに合わせた導入・運用が可能であり、顧問先企業様の経営改善や業務効率化を支援する最適なシステムです。



『MJSLINK NX-I』の多彩な業務モジュール

主な特長

1. 安心と安全

経営者、業務管理者、システム管理者、担当者など利用ユーザーごとの権限機能などにより、安心して有効利用できるシステムを提供します。

2. マネジメント力の向上

企業経営の可視化により、経営の最適化、スピード経営に寄与します。常に財務データの動きを確認して、早めの対策が打てるよう、経営分析に乖離チェック機能を追加しています。

3. 業務効率向上

高速レスポンス、直感的で初心者にも分かりやすい操作性など、システムオペレーションにかかわる業務の標準化・効率化・スピード化を実現します。

さらに、ナレッジツール、ワークボードを実装。スケジュール、ジョブ管理、掲示板、業務進捗、ナレッジ、アラームなどさまざまなタグを活用することでナレッジを蓄積し、システム利用者である社員一人ひとりの生産性を高めます。

4. 会計事務所システムとのデータ連動

会計事務所向けのシステム『ACELINK NX・Pro』とのデータ連携が可能です。会計事務所とシームレスなデータのやりとりができ、経営相談などに大変便利です。今回、「監査

データ」のやりとりで、会計事務所にて変更した内容が取り込めるなど、機能強化されました。

5. クラウド対応

IDCの仮想サーバーを活用したプライベートクラウド環境での運用も可能です。また、MJSのクラウド型の経費精算アプリケーション『経費くん』とデータ連携することができま

◎商品に関するお問い合わせについては、弊社ホームページ、商品の詳細につきましては、弊社ホームページ、または最寄りの支社・営業所までお問い合わせください。

MJS新製品発表フェア&セミナーのお知らせ

企業の経理責任者・担当者向けに、税制・会計制度の改正のポイントを整理し解説します。また、『MJSLINK NX・I』をはじめ、多彩なMJSソリューションをご紹介しますので、ぜひ、顧問先企業様にご案内ください。

<開催スケジュール>

広島／6月4日（火） ANAクラウンプラザホテル広島
札幌／6月11日（火） 札幌グランドホテル
福岡／7月9日（火） ホテルオークラ福岡
名古屋／7月18日（木） キャッスルプラザ
※お申込は、MJSのホームページから

※1 経営資源の有効活用の観点から企業活動を統合的に管理し、経営の効率化を実現する統合業務システムのこと。

※2 ミック経済研究所「基幹業務パッケージソフトの市場展望2012年度版」より。



会 計 人 の リレーエッセイ

四国ミロク会計人会 木村 幸博

空から見た瀬戸内国際芸術祭

私はグアムで体験セスナ遊覧飛行をした後、小型飛行機の操縦に興味を覚え、56歳から英語の勉強を始め、2年かけてFAAのSINGLE ENGINE LAND（単発エンジン陸上型）の免許を取得しました。

アメリカには、15万機の小型機があると言われていて、パイロットは最低でも、15万人以上いることになります。17歳から免許を取ることができるのです。かたや日本はと言えば、機体は400機前後でしょうか。

空港もそれに応じて、アメリカには1万カ所はあると思いますが、日本は100カ所前後です。この圧倒的な数字の違いは、単に国土の広さや新幹線の有無の差だけではありません。

今の世界の主要な通信手段は、固定電話から電話線の要らない携帯電話に移行しました。飛行機もそれと同じで、地上の連続した坂を越え谷を越え、沼地を越える必要のある鉄道網よりは、空港という2500m²あまりの設備のほうが、全国限なく容易に作れ、アクセスしやすいのです。

その結果、国土の全域を限なく利用でき、国中が発展し、人口も分散するのです。その典型がアメリカ。英国、仏国に比べ後進国であったアメリカの交通手段として発展し、今や世界一の飛行機王国であることは周知の事



実です。この流れに、中国、ブラジル等のBRICS各国が続きます。

「発展」という高速道路を、逆方向に突っ走るのが、まさに日本の空の行政です。空の安全を名目に、地域の空港を廃止

し、使用を止め、順次航空機産業、パイロットの養成教育機関を衰弱化させているのです。航空機が無くなれば事故は起きません。騒音も事故もない静かな日本になります。日本の航空機産業が衰退し、国の発展が後回しでいいのなら。

そんな残念な思いを機体に乗せ、瀬戸内海国立公園の上空2000ft^{*}を飛びました。表紙の写真と本記事内の写真は、瀬戸大橋と瀬戸内国際芸術祭2013の上空からの拝観です。見えますか？ 赤い芸術品。

ご希望の方は瀬戸内海の上空にお連れします。木村会計事務所のホームページ (<http://www.kimura-tax21.com/>) よりお申込み下さい。（営業行為はしておりません。あくまでも楽しみです。航空法24条他）

※ft=フィート（1ftは約30cm）

表紙の写真



「セスナ機から望む瀬戸大橋」
（操縦：木村 幸博、撮影：松田 哲也）

四国と本州を結ぶ重要な交通インフラとして、また、瀬戸内

海のシンボルとして地元の人々に親しまれている瀬戸大橋は、1988年4月10日の開通から今年で25周年を迎えました。鉄道道路併用橋で、瀬戸中央自動車道の通行車両は現在までに累計約1億3380万台、JR瀬戸大橋線の利用者は延べ約2億2500万人に上ります。写真は、木村幸博先生が操縦するセスナ機から松田哲也先生が撮影した、雄大な瀬戸大橋の姿です。

月刊 税理士事務所 Channel

通巻382号

- 発行 株式会社ミロク情報サービス
〒160-0004 東京都新宿区四谷4-29-1
TEL. 03-5361-6309（広報・IRチーム）
- 発行人 是枝 周樹
- 編集企画 ミロク会計人会連合会広報委員会
ミロク会計人会事務局、広報・IR チーム
- 配信制作 東方通信社
- 印刷 株式会社シナノ
- 購読申込 株式会社ミロク情報サービス
- 禁無断転載

※本誌に掲載されている会社名及び製品名は、各社の商標または登録商標です。

I-O DATA

オフィスのデータを守る・活用する

Network Attached Storage | ランディスク

LAN DISK
XR
HDL-XR シリーズ

データの安全性を追求した
RAID 6対応NAS

※お客様のデータを保証するものではありません



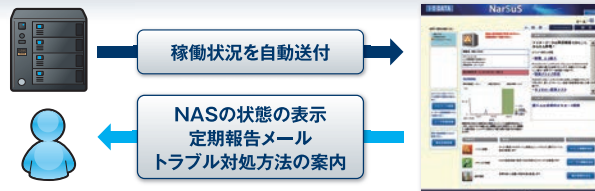
2TB	HDL-XR2.0	4TB	HDL-XR4.0
8TB	HDL-XR8.0	12TB	HDL-XR12T

注目機能 1

専任の管理者が居なくも楽々管理

NASの稼働状態を自動的に収集し、WEBブラウザ上で視覚的に把握可能なクラウド状態管理サービス“NarSuS”が無料で利用可能。管理者の負担軽減はもちろん、万が一障害が発生した場合も対処方法がNarSuS上で案内されるので専門知識の無い方でも安心して運用できます。

NarSuS
サービス
イメージ



注目機能 2 ハードディスクの障害からデータを守る

RAID
6

リビルド中のHDD故障でもデータを失わない「RAID 6」に対応。任意の2台のハードディスクが同時または立て続けに故障した場合でもデータの損失を防ぐことができます。

ホット
スワップ対応



電源を切ら
なくても
ディスク
交換可能

RAID 5だと



1台のハードディスクの故障のみ復旧可能でした。

RAID 6だと



2台のハードディスクが同時に故障した場合も復旧可能です。

注目機能 3 外付ハードディスクによる柔軟なバックアップ

- ☐ ファイル、ユーザー設定丸ごとバックアップ
できる「eSATAミラーリング」

eSATA接続
ハードディスクを増設



万が一、LAN DISKのハードディスク
が全て故障した場合でもデータを戻す
ことができます。



対応eSATA接続ハードディスク

eSATA&USB 2.0/1.1対応
外付型ハードディスク
RHDカートリッジディスク採用
RHD-UXシリーズ



●I-O DATA®およびI-O DATA®のロゴは、株式会社アイオーデータ機器の登録商標です。●その他、一般に会社名および製品名は各社の商標または登録商標です。●本製品の外観・仕様は予告なく変更することがあります。●製品の色合いは、撮影・印刷の仕上り上、実物とは多少異なる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

株式会社 アイ・オー・データ機器

www.iodata.jp

製品選びで悩んだら！
インフォメーションデスク

TEL.0120-777-618 月曜日～金曜日(祝・祭日を除く)10:00～17:00

※おかけ間違いのないようお願い致します。 ※携帯・PHS・IP電話からもご利用いただけます。